

平成27年10月15日

衆議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議長 吉川 雄二

難病対策の充実に関する意見書

平成26年5月、難病対策要綱の策定から42年の時を経て「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下、「難病法」という。）」が成立し、平成27年1月から施行された。これにより医療費助成の対象はこれまでの56疾患から306疾患へと指定（第2次実施分）が広がり、医療費助成の対象人口も従来の78万人から約150万人へと倍増する見通しとなるなど、難病対策は着実に進展している。

しかしながら、今回の難病法においても、一定の人数以上の疾病や診断基準が明確でない疾病等は医療費助成の対象とされておらず、また、障害者施策の対象にもなりにくいなど、「制度の谷間」におかれた難病への支援措置はいまだ不十分な現状にある。

よって国においては、難病対策の充実を図るため、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 指定難病の第3次実施分選定においては、人口や診断基準等による要件の緩和等によって、より多くの難病が指定されるよう努めること。併せて、国の研究対象となる疾病についても大幅に拡大すること。
- 2 指定難病となっていない難病を持つ患者に対する支援措置を拡充すること。特に重症化し、生活を営む上で様々な制約のある患者に対する支援については、自立支援医療の自己負担減額措置等を講じること。
- 3 難病患者がスムーズに適切な医療を受けられる体制の整備及び救急・夜間病院の迅速な受け入れ体制の構築、専門医とかかりつけ医との連携促進を図ること。
- 4 難病患者への就労支援の充実強化を行うこと。
- 5 難病に対する国民の社会的認知を高め、理解の向上を図る施策を推進すること。
- 6 地方自治体が行きとむ難病対策に対しては、十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。